

高知県インターン型観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊インターン）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が広域観光総合支援事業を実施するために配置する「インターン型観光地域づくり推進員」（以下「インターン生」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 高知県産業振興計画に基づき、地域における観光資源の磨き上げや受入体制の整備を行い、複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりを推進するとともに、このプランの実行と広域での観光地域づくりの中心的役割を担う広域観光組織の体制及び機能を強化するために広域観光組織に観光地域づくり推進員（以下「推進員」という。）を配置している。推進員として活動する前に、実際の推進員と同様の業務に従事し、広域観光組織とのマッチングを図ることで、推進員への応募とその後の円滑な活動につなげる。

（業務内容）

第3条 インターン生は、広域観光組織において、県、市町村、観光関係団体、事業者及び地域住民等と連携し、次に掲げる業務を行う。

- （1）マーケティング（観光動向調査等）に関すること
- （2）広域エリアの観光戦略に関すること
- （3）複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりと実行に関すること
- （4）観光資源の発掘、磨き上げに関すること
- （5）その他、広域観光の推進に関すること

（委嘱）

第4条 インターン生は、地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れた者で、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）次に掲げる地域から、本県内の過疎、山村等の地域に滞在する者（「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動が2年以上、かつ解嘱1年以内）で、生活拠点を本県に移し、住民票を移動させる者を除く。）

ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「指定地域」という。）以外の都市地域

イ 3大都市圏外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、指定地域以外の都市地域

ウ 3大都市圏外の都市地域もしくは3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利地域以外の区域

- （3）前各号に規定するもののほか、インターン生に必要な技能及び資質は、広域観光組織の募集要項に定めるところによる

（委嘱期間）

第5条 インターン生の委嘱期間は、委嘱の日から2週間以上3ヶ月以下とする。初月は委嘱の日から当該委嘱の日の属する月の末日までとし、翌月以降は1ヶ月単位とする。

(事業の委託)

第6条 県は、インターン生の雇用、人材育成、業務管理及び生活支援にかかる事務事業を広域観光組織に委託する。

(身分)

第7条 インターン生の身分は、広域観光組織の規程による。なお、県との雇用関係はない。

(報酬等)

第8条 インターン生の報酬及び費用弁償については、広域観光組織で別途定める。

(服務)

第9条 インターン生の勤務条件等は、広域観光組織の規程による。

(守秘義務)

第10条 インターン生は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第11条 インターン生は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(解任)

第12条 知事は、インターン生が次の各号の一に該当する場合は、インターン生の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、インターン生としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) インターン生としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 活動内容が明らかに不十分であるとき
- (5) 活動に必要な適格性を欠くとき
- (6) その他知事が不相当と認めたとき

(県等の役割)

第13条 県及び広域観光組織は、インターン生の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) インターン生の活動計画の作成支援
- (2) 日々の業務管理、キャリアアップ支援
- (3) 活動中の居住支援
- (4) その他、インターン生の円滑な活動に必要なこと

(庶務)

第14条 インターン生に関する庶務は、広域観光組織で処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、インターン生の業務に関し必要な事項は、知事が別途定

める。

(附則)

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。